外国人技能実習生が長時間仕事を強要され、

更に労働条件を悪くする等と脅されて、悩んでいる相談・支援

■人権キーワード

外国人、労働問題

■相談の主訴

技能実習生に対して、会社が不適切な仕事をさせている話を聞いた技能実習生の友人が、どうにか出来ないか悩んでいる。

■当時者の状況

・インドネシア国籍の技能実習生。３0代、女性、大阪で一人暮らし。

■家庭状況

* 母国インドネシアに4人の家族がおり5人家族だが、家族構成は不明。

■相談に至った経緯

技能実習生（インドネシア人）から聞いたことを許せないと思った友人（日本人）が、インターネットで見つけた外国人専門相談窓口に相談されてきた。

■相談内容

* 技能実習生のビザの更新がまだされていないにも関わらず、会社は練習という名目で、技能実習生を一日６時間以上、仕事を手伝わせている。報酬は現金ではなく、物品を渡しているだけである。
* 仕事を手伝っていることを監理団体に言わないようにと会社に指示された。
* 一日6時間かかると収入が少なく生活に困るため、技能実習生が会社に時間を減らしてほしいことを伝えたところ、会社から「ビザの更新が下りるまでは待機でいい。６時間、手伝うのが無理なら、実習期間が始まっても２～３時間しか実習をさせない。仕事も教えない。」と脅された。
* 技能実習生は、相談していることを会社に知られると、更に会社の対応が悪くなったり、他の技能実習生に迷惑をかけたりしないか恐れている。会社が行なっていることは人権侵害であり、どうすれば良いか教えてほしい。

■対応

* 注意勧告ができる「外国人技能実習生機構コールセンター」の母国相談や技能実習ＳＯＳ・緊急相談専用窓口を案内。

外国人技能実習生機構　<https://www.otit.go.jp/>

* 「大阪府外国人情報コーナー（大阪府国際交流財団）」の入管相談、労働相談を案内。

大阪府外国人情報コーナー　<https://www.ofix.or.jp/life/japanese/>

* 「大阪出入国在留管理局（外国人在留総合インフォメーションセンター）」を案内。外国人在留総合インフォメーションセンター（出入国在留管理庁）

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

* 技能実習生自身が各相談窓口へ相談するよう、友人から伝えることを助言。

■評価および今後の課題

* 会社が不当な仕事をさせていることは問題であると友人が気づいたことで、実習生を適切な相談窓口に繋げることができた。
* 一日６時間以上の時間を取られると、技能実習生は収入が得られず、生活に支障が出るため、技能実習生の居住市町村の生活相談・支援機関等と連携し、生活に支障が出ないようにする必要がある。
* 習得した技能や知識を母国に持ち帰る必要がある技能実習生は、受け入れ企業側からの提示を断りづらい立場の状況にあるため、技能実習生の保護の充実が必要である。
* 技能実習生は立場が弱く、受け入れ拒否などを恐れて、相談や訴えをすることができにくいことから、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を始めとした国における人権尊重の取組みの充実や、法務局や弁護士会における人権侵害救済システムの充実、各自治体が実施している人権相談に相談しやすい工夫等、今後の取組みが求められる。
* 技能実習生は立場が弱く、排除されるリスクが高いことから、実習生の人権に影響が生じないよう、受け入れ企業や監理団体は配慮する必要がある。また、実習生それぞれの母国文化や習慣の多様性、同じ国同士のコミュニティにも配慮する必要がある。
* 会社は練習という名目で仕事を手伝わせており、技能実習法違反である可能性が高く、受け入れ企業は実習が始まってから技能等を教えるべきである。実習生は企業に受け入れを断られるかもしれないと恐れて相談しにくい立場にあり、表面化しにくい課題である。
* 受け入れ企業が実習時間の制限や仕事を教えないことなどは、パワーハラスメント（パワハラ）であり、労働相談専門機関との連携が必要である。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

○外国人在留総合インフォメーションセンター（出入国在留管理庁）

○外国人のための人権相談所・外国語人権相談ダイヤル・外国語インターネット人権相談受付窓口（法務局）

○外国人労働者相談コーナー（大阪労働局）

○労働基準監督署

○外国人技能実習生機構

○大阪府外国人情報コーナー

○大阪府労働相談センター

○大阪府女性相談センター

〇市町村の人権・女性・国際交流・多文化共生担当部署

○大阪府または市町の国際交流協会

○すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク（ＲＩＮＫ）

○特定非営利活動法人 多民族共生人権教育センター

○大阪弁護士会（外国人の人権電話相談）

○連合大阪なんでも労働相談（外国人労働相談）

○人権文化センター

○人権協会・人権地域協議会

【参考情報】

○技能実習制度関係の法律（技能実習法）

○出入国管理及び難民認定法（入管法）

○「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）

○「責任あるサプライチェーン等における技能実習生の人権尊重について（周知）」（入管庁、厚労省、外国人技能実習機構）